

報告・協議 3

大柿高等学校及び瀬戸田高等学校における学校活性化地域協議会の
意見の概要等について

このことについて、別紙のとおり報告します。

平成 30 年 6 月 8 日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

大柿高等学校及び瀬戸田高等学校における学校活性化地域協議会の意見の概要等について

〔平成 30 年 6 月 8 日〕
県立学校改革担当

1 学年 1 学級規模の全日制高等学校のうち、全校生徒数が 2 年連続して 80 人未満となった大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方について、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」(平成 26 年 2 月策定。以下、「基本計画」という。別紙参照。)に基づき、学校活性化地域協議会の意見を聴取した。

1 大柿高等学校について

(1) 近年の生徒数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 年生	24 人	26 人	21 人	33 人	25 人
2 年生	26 人	22 人	25 人	20 人	29 人
3 年生	15 人	26 人	22 人	24 人	19 人
合 計	65 人	74 人	68 人	77 人	73 人

(2) 学校活性化地域協議会における意見の概要について

ア 開催日

平成 30 年 5 月 11 日(金)

イ 意見の概要

- 学校の活性化に取り組んできた成果が、進路実績の面などでようやく出てきたところであり、単に全校生徒数が 2 年連続で 80 人を下回ったからということではなく、もう少し時間をかけて判断してもらいたい。
- 「基本計画」にある「地理的条件」の解釈について、市内に一つしかない高等学校であるということを踏まえた対応を検討してもらいたい。
- まだやるべきことや残された課題がたくさんある。県教育委員会と江田島市が一緒になって「ここまでやろう」と決めたことをやっていくべきであり、やらせてもらいたい。
- 大柿高等学校は江田島市内で唯一の高等学校であり、また、市外の高等学校に通うためには、相当の交通費も必要となる。
セーフティーネット的な観点からも、島内で高等学校教育を受ける機会がなくならないようにするべきだ。

2 瀬戸田高等学校について

(1) 近年の生徒数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 年生	27 人	31 人	16 人	15 人	31 人
2 年生	32 人	25 人	30 人	16 人	15 人
3 年生	24 人	32 人	24 人	29 人	14 人
合 計	83 人	88 人	70 人	60 人	60 人

(2) 学校活性化地域協議会における意見の概要について

ア 開催日

平成 30 年 5 月 28 日 (月)

イ 意見の概要

- これまで学校の活性化に向け取り組んできて、今年度、入学者が大幅に増加し、31 人となるなど、ようやく成果が出てきたことから、この取組の流れを継続していきたい。
- 昨年度、ボランティア・スピリット・アワードで文部科学大臣賞を受賞したことについて、「基本計画」の「ただし書き」を適用してもらいたい。
- 瀬戸田中学校からの入学者が少ないことが一番大きな課題だ。瀬戸田中学校の生徒をいかに瀬戸田高等学校に進学させるかということが非常に重要であり、当面の課題だ。
- 瀬戸田高等学校の良さや大学進学にも対応できること、瀬戸田高等学校に進学して生徒が良くなったことなどについて、小・中学校の P T A、特に中学生の保護者に P R するべきだ。

3 今後の対応について

- 大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方については、基本計画に基づき、検討を進めていく。
- 検討に当たっては、今後とも必要に応じて、学校活性化地域協議会の意見を伺うとともに、江田島市又は尾道市の意見もしっかりとお聞きし、理解を得ながら、進めていく。

今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（平成 26 年 2 月 26 日） 関係部分抜粋

5 県立高等学校の配置及び規模の在り方

(2) 取組の方向性

～略～

1 学年 1 学級規模の全日制高等学校については、各学校が学校関係者、所在する市町及び市町教育委員会等で構成する「学校活性化地域協議会(仮称)」(以下、「協議会」という。)を設置し、その協議会において、教育活動や部活動等において他校に見られない取組の強化等による活性化策を検討します。

その検討結果を踏まえ、各学校において、3 年間、市町と連携しながら活性化策を実施し、全校生徒数が毎年度、収容定員の 2/3 (80 人) 以上となることを目指します。

以上の協議会の設置及び活性化策の検討・実施に係る 3 年間の経過した後、全校生徒数が 2 年連続して収容定員の 2/3 (80 人) 未満となった学校については、協議会の意見を聴いた上で、地理的条件を考慮し、次の から までのいずれかとします。

近隣の県立高等学校のキャンパス校

特定の中学校と緊密な連携による一体的な学校運営を行う「中高学園構想(仮称)」への移行

統廃合(市町立学校としての存続を含む)

ただし、教育活動及び部活動において、充実した活動を行うために、地域の人々が指導者として協力したり、地域の施設・設備が活用できるなど、地域の支援体制が整っており、これらの支援を受けながら、全国トップレベルの特筆すべき実績をあげ、将来も同様の成果が見込まれる学校については、別途検討します。

～略～